

# 大分県報

令和二年  
十一月十日  
号外（八八）

（火曜日）

## 目次

### 告示

漁港漁場整備法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定……………  
大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定……………

### 告示

大分県告示第六百三十八号  
漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項の規定により、放置等禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和二年十二月一日から適用する。  
令和二年十一月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

漁港名

放置等禁止区域

放置等禁止物件

陸 域

水 域

小祝漁港

漁港区域（別図に示す区域）

船舶、はしご、  
浮棧橋、ブイ  
（浮標）

漁船を除く船  
舶、はしご、浮  
棧橋、ブイ（浮  
標）

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県北部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百三十九号

大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和二年十二月一日から適用する。  
令和二年十一月十日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

漁 港 名

許 可 施 設

小祝漁港

指定施設四〇「」の物揚場内番号二〇から二八までで示された区域（別図に示す区域）  
指定施設四二「」の物揚場内番号一〇から一九までで示された区域（別図に示す区域）

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県北部振興局に備え置いて縦覧に供する。）